

(受理番号) 29-6	(受理年月日) 平成29年9月19日
<p>件名</p> <p>要旨</p>	<p>陳 情</p>
	<p>核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について</p> <p>広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た今年7月7日、ついに核兵器禁止条約が採択された。</p> <p>条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪し、これに「悪の烙印」を押し、核兵器は、歴史上はじめて明文上も違法なものとなった。</p> <p>条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、また核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示し、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記され、被爆国、被害国の国民の願いに応えるものとなっている。</p> <p>このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに国民が長年にわたり核兵器完全廃絶を願い行動してきたことが実現した画期的な内容である。広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験し、その経験から戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが強く求められる。</p> <p>平和首長会議も核兵器禁止条約早期締結を求めており、9月20日には核兵器禁止条約の署名が開放される。</p> <p>ついては、すみやかに禁止条約に調印することを求める意見書を国に提出されるよう陳情する。</p>